

長岡京市介護予防安心住まい事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、要介護状態等となるおそれの高い者（以下「特定の未認定高齢者」という。）が、居住する住宅を改造することにより、生活機能の維持向上を図り、転倒事故を防止し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するため、予算の範囲内において長岡京市介護予防安心住まい事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(事業の実施)

第2条 本事業は、京都府の介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱に基づき実施する。

(定義)

第3条 この要綱において「特定の未認定高齢者」とは、次の各号の全てに該当する者をいう。

- (1) 本市に居住している者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条又は第30条の45に記載されている者
- (2) 補助金を申請した時点において65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項又は第2項の認定を受けていないもの
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号以下「告示」という。）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）である者
- (4) 基本チェックリストのうち、運動機能の低下が認められる項目において低下が認められる者
- (5) 総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業を利用している者

2 この要綱において「対象世帯」とは、特定の未認定高齢者及び当該高齢者と同居する世帯の構成員全員の前年度市民税が非課税である世帯をいう。

3 この要綱において「対象住宅」とは、次の各号に該当する住宅をいう。

- (1) 特定の未認定高齢者が自己の居住の用に供する住宅である。
- (2) 家屋等の所有形態は、問わない。ただし、要介護高齢者又は同居する家族以外の者が所有している場合は、当該所有者の承諾を得た家屋等に限る。
- (3) 共同住宅等共有に係るものにあつては、専用部分のみを対象とする。

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、対象世帯が対象住宅に対して行う、住宅改修工事（介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1

月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)別添第二住宅改修の各号に掲げる工事。(以下「対象工事」という。)とする。

2 同一の工事について、法第45条又は第57条の規定による住宅改修費の給付対象となる場合は対象工事とならない。

(補助基準額)

第5条 補助基準額は、対象工事に要する費用の総額又は24万円のいずれか低い方の額とする。

2 市長は、対象工事について、標準的な施工を行ったかどうかを審査し、標準的な施工を超えると認めたときは、その施工を超える部分の経費を除外したものを、対象工事の合算額とする。

(補助額)

第6条 補助額は、前条第1項に規定する補助基準額に3分の2を乗じて得た額とし、16万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、住宅改修に関する相談を実施した後、長岡京市介護予防安心住まい事業補助金申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事費見積書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 工事前の写真
- (4) 改修後の完成予定の状態がわかるもの
- (5) 住宅の所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

2 前項の規定による申請は、一世帯につき1回限りとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市介護予防安心住まい事業補助金決定(却下)通知書(様式第2号)により、利用者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の決定通知書を受け取った後、対象工事を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 利用者は、前条の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(工事の完了報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、対象工事を完了したときは、長岡京市介護予防安心住まい事業工事完了報告書兼補助金交付請求書(様式第3号)を次に掲げる書類を添付して、14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に要した費用の領収書
- (2) 完成後の状態を確認できる書類(工事後の写真)
- (3) 工事費内訳書(申請時の工事内容に変更があった場合)

(確定通知及び交付)

第11条 市長は、前条の工事の完了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市介護予防安心住まい事業補助金確定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 利用者は、交付される補助金の受領の権限を施工業者に委任することができる。

(交付取消し等)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が申請後工事開始前までに、入院若しくは入所、又は死亡したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(連絡調整等)

第14条 市長は、介護予防安心住まい事業を実施するに当たり、当該家屋等及び特定の未認定高齢者の状況を的確に把握し、適正な改造が行われるよう地域包括支援センター及びその他の機関、団体等との連絡調整に努めるとともに、評価、施工指導等を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行し、改正後の長岡京市介護予防安心住まい事

業補助金交付要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長岡京市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

長岡京市介護予防安心住まい事業補助金申請書

長岡京市介護予防安心住まい事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、利用決定に際し必要とされる下記対象者の世帯構成並びに要介護認定状況、生活保護受給の有無及び所得の状況について、住民基本台帳・課税台帳・介護保険受給者台帳及び生活保護受給者名簿により確認されることを了承します。

記

対象者	住 所	長岡京市				
	氏 名				性別	男・女
	電 話		生年 月日	年 月 日	年齢	歳
対象者の 属する世帯の 構成員	氏 名	続 柄	市 民 税 課 税 状 況 【市役所確認欄】			
			<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税		
			<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税		
			<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税		
			<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税		
			<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税		

住宅の所有者	本人との関係 ()		
改修の内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ()		
改修理由			
業者名			
着工日	年 月 日	完成日	年 月 日
改修費用	円		

※添付書類

1. 工事費見積書
2. 工事費内訳書
3. 工事前の写真
4. 改修後の完成予定の状態がわかるもの
5. 住宅の所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）

市役所確認欄

	対象	対象外
前年度市民税（本人）	<input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 課税
現況	<input type="checkbox"/> 特定の未認定高齢者	<input type="checkbox"/> その他 ()

様

長岡京市長

長岡京市介護予防安心住まい事業補助金決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請された長岡京市介護予防安心住まい事業については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定の区分	1 交付を決定します		2 申請を却下します
決定番号	—		理由
決定内容	補助基準額	円	
	補助決定額	円 (1,000円未満切捨て)	
交付の条件	1 この決定に基づき年度内に工事を完了してください。 2 工事費が補助決定額を下回るときは、補助額を変更します。 3 工事が完了したときは、工事完了報告書兼補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。 4 完了後の状況調査に担当者が訪問します。		

長岡京市介護予防安心住まい事業工事完了報告書兼補助金交付請求書

長岡京市長 様

申請者 住所
(請求者)
氏名

長岡京市介護予防安心住まい事業の決定を受けた工事が完了しましたので、次のとおり報告し、補助金の交付を請求します。

対象者	住所	長岡京市		
	氏名			
決定番号	—	交付決定額	円	
施工業者名		工事費総額	円	
工事開始日	年 月 日	工事完了日	年 月 日	
支払方法	<input type="checkbox"/> 支払いについては、下記の口座に振り込んでください。 <input type="checkbox"/> 介護予防安心住まい事業補助金として私が受けるべき補助金を、下記の施工業者に委任します。			
上記の権限を受任しました。なお、支払いについては下記の口座に振り込んでください。 年 月 日 受任者 住所 (事業所) 事業所名 代表者氏名				
振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	
	種別	普通・当座・その他	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※ 添付書類

1. 住宅改修に要した費用の領収書
2. 工事費内訳書（申請時の工事内容に変更があった場合）
3. 完成後の状態を確認できる書類（工事後の写真）

様

長岡京市長

長岡京市介護予防安心住まい事業補助金確定通知書

年 月 日付けで決定しました上記の補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。

決定番号	—
工事費総額	円
助成決定額	円
助成金確定額 (交付額)	円

※1,000円未満の端数は切り捨てとします。